

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 広島支部

労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しております。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ご案内申し上げます。

記

1 開催日時:平成 29 年 10 月 27 日(金) 13:30~16:00

2 開催場所:広島工業大学広島校舎 301 号室

広島市中区中島町 5-7 TEL 082-249-1251

場所のご案内:原爆資料館南の 100m 道路沿いにある土谷病院の南裏

3 講習会の内容

- (1) 広島労働局担当官による「職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状および、今後の展望と支援制度の取組」について
- (2) 「職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備」について
- (3) 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

4 定員:約 100 名程度(先着順です)

5 参加費及びテキスト代:無料

6 参加申込み期限:平成29年10月20日(金) (受講票等は送付いたしません。)

申込書に必要事項を記入の上、下記へファックス又はメールにて申込んでください。

7 問合せ先: (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 広島支部 TEL 082-208-4888

730-0805 広島市中区十日市町2丁目 1-25-404



(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会広島支部

e-Mail:jashconpeace@hi2.enjoy.ne.jp

F A X:082-208-4899

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込書

参加者氏名		
事業場名		(業種:)
住所	〒	
電話番号	TEL	
ご担当者	氏名	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外には使用いたしません。